

令和5年度武蔵野市環境浄化審議会（第2回） 議事要旨

- 日 時 令和5年8月25日（金）午後6時から午後6時50分まで
- 場 所 本町コミュニティセンター 3階 第1会議室
- 出席者 11人
 - 【審議会委員】 7人（室井会長、川鍋副会長、寺岡委員、小田委員、鈴木委員、
栃折委員、塚本委員）
 - 【事務局職員】 4人（防災安全部長、安全対策課長、安全対策課職員2人）
 - 【傍聴者】 10人

■次 第

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議題
勧誘行為等適正化特定地区の指定につき意見を求めることについて（諮問）
- 4 事務局からの報告
「吉祥寺本町1丁目 17番街区開発事業者へ安心・安全なまちづくりへの
協力を求めることに関する陳情」について
- 5 意見交換（その他の事項）
- 6 その他
- 7 閉会

■議事要旨

- 1 開会
- 2 挨拶（会長、防災安全部長）
- 3 議題
勧誘行為等適正化特定地区の指定につき意見を求めることについて（諮問）

【会長】

本日は市長からの諮問事項が1件ある。今回の諮問では、武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例に基づく勧誘行為等適正化特定地区の区域見直しについて、本審議会に武蔵野市長から意見を求められている。本件については、前回の審議会においても事務局から説明があり、実際に現地視察も行ったところである。その後市民意見交換会等も開催され、当初の事務局の区域変更案からも修正があったようなので、まず、事務局からの説明をお願いしたい。

【事務局】

まず、勧誘行為等適正化特定地区について、あらためて確認のため、説明をさせて頂く。

市の条例に基づくつきまとい勧誘行為や客引き行為などの禁止行為は、市内全域で禁止となっている。口頭注意や指導までは、地区指定に関わらず可能である。指導をしても改善しないケースについては、特定地区内でのみ、警告・勧告・氏名の公表というより厳しい措置を行うことが可能である。

この特定地区については、平成18年に地区の追加を行って以来、変更をしていない状況である。

これまでは、しつようなつきまとい勧誘行為のみを禁止行為としていたため、主に、人通りの多い吉祥寺駅北口のサンロードや南口のパークロードといった中心エリアを指定していた。

令和4年4月から新たに飲食店や風俗営業店の客引き行為等も禁止行為に加えたことにより、それらの実態を踏まえたうえで、区域を見直す必要があると考えている。

特定地区についての条例の規定では、勧誘行為等適正化特定地区と指定できるのは「禁止行為を防止、又は路上宣伝行為等を適正化するために特別な措置を講ずる必要があると認める区域」と規定しており、具体的な要件は定めていない。

特定地区の指定にあたっては、市長からこの環境浄化審議会に諮問を行い、答申を頂いたうえで、市長が決定することと規定されているため、今回、市長から審議会に対して諮問を行うものである。また、指定にあたっては、該当地区内に加えて、その周辺地域の住民の意見を聴かなければならないと条例に規定しているため、7月下旬に2日間市民意見交換会を開催した。

なお、これまでの特定地区の区域に関する諮問としては、制度創設当初の平成14年、地区を拡大した平成16年と平成18年の計3回行っており、今回で4回目となる。

新たに区域を追加する場合の基本的な考え方としては、「①現状として、禁止行為が他の地域と比べて多く確認されているエリアを検討の対象とする。②より強い措置をとることのできる地区が特定地区であるため、必要最小限のエリアとする必要がある。」という点である。

また、地元商店会や先日開催した市民意見交換会による意見も参考にして、最終的な市としての区域変更案を検討した。

7月21日に吉祥寺活性化協議会の商店会長会議にて商店会の皆さまより意見を頂いた。

また、7月27日の市民意見交換会では17人が参加、7月30日の市民意見交換会では、8人に参加して頂いた。そのほか、電話による意見が1件あった。

特定地区に関する主な意見は、**資料2** 勧誘行為等適正化特定地区の区域見直しに関する意見要旨一覧のとおりである。

これらの特定地区に関する意見を受け、市としての区域変更案を作成した。

- ・吉祥寺本町1丁目の25番、31番街区は、風俗営業店の入るビルと、客引き・客待ち行為を行う者がこのエリアで確認されている。西側の従来の特定地区と同様の取扱いとするため、新たに指定をしたいと考えている。
- ・吉祥寺大通りの西側歩道までを追加した。当初、商店会からは、中道通りのある西

側のエリアまでを特定地区に加えてほしいとの要望があった。しかしながら、前回の審議会でも現地視察を行っていただいたとおり、このエリアは現在の特定地区と比較しても落ち着きのあるエリアであり、客引き行為等も確認できなかったため、対象地域からは除外をした。

- ・7月21日の吉祥寺活性化協議会の商店会長会において当初案をご説明したところ、少なくとも吉祥寺通りの西側歩道部分（ユニクロ前の通り）までを含めてほしいとの強い要望があった。理由としては、かつてこの歩道部分にガールズバーの客待ちがおり今後も進出する可能性が高いこと、吉祥寺大通りの挟んだ両側は同一の商店会であるため同様の取扱いを希望する、とのことであった。
- ・西口交番のある交差点の周囲を含む歩道までを追加した。この交差点では、たびたびガールズバーの路上宣伝行為を行う者を確認している。道路使用許可をとっての路上宣伝行為は、それだけでは違反とは言えないが、ティッシュ配り等を装って、客引きを行う可能性も高いため、この交差点の周囲歩道部分までを追加したいと考えている。このエリアについては、商店会及び2日間の市民意見交換会のすべての会においても要望があった。
- ・井ノ頭通りの南側（丸井やドン・キホーテのある側）の歩道部分から吉祥寺駅南口の公衆トイレのある地域を含めた区域を追加した。当初の原案では、井ノ頭通りの北側部分の歩道までを追加することを検討していた。北側歩道部分には風俗営業店の多く入るビルの入口に多数の客待ちを行う者がたむろしており、苦情も多い状況である。西口交番のある交差点の周囲を含めたエリアを追加するためには、井ノ頭通りの南側部分の歩道までを加える必要があること、吉祥寺南口の公衆トイレの付近においても客引きの活動が確認されていることから、わかりやすい線引きを行った結果、このような追加エリアとなった。

いずれも、人通りの多い交差点や信号に近い場所に客待ちを行う者が出現する傾向があることは、これまでのブルーキャップの活動からも把握しており、そうした要所を抑えることにより、それ以上広がらないよう対策をとりたいという考えから、今回のような区域変更案となった。

要望はあったが、追加しなかった区域については、①吉祥寺南町2丁目のホテルのあるエリア、②コピスの北側（B館）のある区域がある。いずれのエリアも、ブルーキャップ・職員により現地確認を行っているが、現在客引き等は確認されておらず、現時点では客引き等が増える可能性は低いエリアであると認識しており、今回区域の追加は行わないこととした。しかしながら、今後も状況は注視していき、必要がある場合は、区域に加えることも検討してまいりたい。

なお、今回の区域変更案では、現行の特定地区の約28%の面積が増加となっている。

【会長】

審議会としての答申の内容をまとめるための議論に先立ち、疑問点等を整理するため、事務局からの説明について質問があれば発言をしてほしい。

【委員B】

ブルーキャップは熱心に活動してもらっており、だいぶ抑制されていると感じる。

実際の客引きを行う者の人数等の状況はどうか？

【事務局】

今回区域を追加する地域について、市で一定期間調査した結果であるが、吉祥寺本町1丁目25番、31番街区については1日あたり約7人程度、井ノ頭通りの北側歩道部分では1日あたり約6人程度の客引きと思われる者を確認している。

全体では、およその人数であり曜日によっても異なるが、ヨドバシ裏及び南口でそれぞれ1日あたり20～40人程度の客引きを確認している。

【委員B】

今回区域を追加する吉祥寺通りの西側歩道の状況はどうか？

【事務局】

当該場所については直近では確認できていないが、以前はユニクロ前にガールズバーと思われる客引き等を複数人確認している。また、西口交番の周辺の交差点付近でも客引き等を確認している。

【事務局】

今申し上げた人数は、あくまでもブルーキャップが巡回した時に確認した人数であり、ブルーキャップが巡回をすると逃げるケースもあるので、実態としてはもっと多い人数なのではないかとも思われる。

【委員E】

西口交番付近にガールズバーの客引きを行う者がいると聞いたが、店はどのあたりにあるのか？

【事務局】

御殿山にある店と思われる。

【会長】

これより議論を行い、答申案をまとめていきたい。前回の現地視察、市民意見交換会等による意見を踏まえて、事務局による区域変更案に対する意見をお一人ずつご発言頂きたい。

【委員A】

事務局案に賛成である。区域の変更に様々な意見もあることかと思うが、なるべく早めの施行がよいと考える。

【委員B】

事務局案に賛成である。特に、吉祥寺本町1丁目25番、31番については風紀が乱れていると感じる。新型コロナウイルスの影響で抑制されていた面もあったかと思うが、5類に移行した以降、商業活動が活発化しているという面は良いことであるが、客引

きを行うものが増えていると感じる。

特定地区が広がることによるブルーキャップの隊員配置等との兼ね合いについても懸念がでてくるため、現時点では、大きく広げるというよりは、今回の区域案が妥当と考える。

【委員C】

事務局案に賛成である。特定地区を広げることによる影響や課題については、今後運用を行いながら検討をしていけばよい。区域を広げた場合に、隊員の人員の懸念という意見もでたが、平均的に行うというよりは、その時々状況に応じて優先順位をつけて柔軟に対応していくことが必要と考える。そのうえで不足する場合はまた検討を行えばよいと考える。

【委員E】

事務局案に賛成である。今回拡大したエリアについてもパトロールを積極的に実施していくことを期待する。

今回追加とならなかった吉祥寺南町のホテルのあるエリアについては、今回追加する特定地区から逃れるかたちで客引き行為を行う者が現れる可能性もあることや以前より地元の方々から要望もあった地域であるため、区域に含めたほうがよいのではないかと考える。

【委員F】

事務局案に賛成である。ただし、特定地区を拡大しても、ブルーキャップが来ると逃げる、ブルーキャップがいない場面で客引きを行うという状況は変わらない。一般の市民が生活の中で目撃又は遭遇した時に、意見や情報を伝える機会や仕組みがあるとよい。

【委員G】

事務局案に賛成である。特定地区の制度ができた当初より、かなりエリアは広がってきている。以前の地区拡大の際にも、特定地区とならないエリアに対する懸念の声はあった。今後も注意を要するエリアが広がる懸念はある。

【会長】

委員Eの意見は吉祥寺南町のエリアも含めたほうがよいという意見であったが、それは今回の区域変更に加えた方がよいという意見か？又は将来的な検討事項とすべきという意見か？

【委員E】

事務局案については賛成である。将来的な検討事項とすべきと考える。

【会長】

これまでの意見を踏まえると、特定地区を拡大した後どのような影響や課題がで

るかという点に対する心配は皆共通しているかと思う。

事務局案に賛成である。指定については、条例上は「街区ごと」などの決まり事がないため、道路境界線やその延長線を基準にして、わかりやすくするためにも地図など図面上で示して頂きたい。

つきまとい勧誘行為や客引き行為等の禁止行為は、条例上は「市内全域」で禁止となっている。特定地区のみが禁止地区であるかのような誤解を招かないよう、周知や啓発を行う必要があることを要望したい。また、他の委員からも意見があったとおり、今回指定とならないその周辺地区についても、状況把握を行い、今後も必要に応じて区域に見直しを行う必要がある。

必要に応じて指導、警告、勧告、氏名の公表などの措置を適切に実施して欲しい。

【会長】

答申としては、今回の事務局案のとおりということによろしいか？

(委員の賛同あり)

区域は決まったため、そのほかに答申書に記載する事項として、今回の結論に至った理由と、そのほか審議会として伝えておきたい意見があれば記載をしたい。

「理由」の部分については、事務局からの説明にもあったとおり、今回の追加区域が、つきまとい勧誘行為や客引き行為等の禁止行為に至るおそれのある行為が、他の地域より多く認められる地域であることや、その周辺の地域を含む、という点によろしいか？

(委員の賛同あり)

また、補足として、区域はわかりやすくするために、道路境界線やその延長線を基準として、図面で示すべきことも添えたいと思うが、よろしいか？

(委員の賛同あり)

次に、審議会として答申書に記載したい事項があれば記載をしておきたい。

①つきまとい勧誘行為や客引き行為等の禁止行為は、条例上は「市内全域」で禁止となっているので、特定地区のみが禁止地区であるかのような誤解を招かないよう、周知や啓発を行う必要があること。

②今回指定とならないその周辺地区についても、状況把握を行い、今後も必要に応じて区域見直しを行う必要があること

以上でよろしいか？

【委員E】

問題となるのは、ブルーキャップが注意すればその場は収まるが、翌日になるとま

た同様のことが繰り返され、いたちごっこが続くことである。もう一步踏み込むためには、過料等のより強い罰則規定も必要かと考える。すぐの条例改正は難しいと考えるが、今後の検討課題であると考えている。

【委員C】

罰則があったほうがよいという意見は同じであるが、罰則を設ける前に、指導、警告、勧告、公表という手続きがある。現在の実績はどうか？

【事務局】

令和3年度は指導7件、警告6件、勧告1件である。条例改正前のため、いずれもつきまとい勧誘行為に対する措置である。

【委員C】

まずは、現在の条例に規定する手続きをしっかりと行うべきと考える。それをしないで罰則を設けることは説明が難しい。悪質性をどのように証明し、手続きの段階を進めていくかという点を検討し、実効性を高めていく必要がある。正しい氏名を名乗らないケースも考えるため、資料として違反行為者の写真をとることなどは問題ないはずである。

【会長】

警告、勧告、公表の手続きをしっかりと適切に実施していくべきという意見は同じである。その点も答申書に付け加えたい。

【委員E】

すぐに罰則の適用を求めているわけではない。条例上の手続きを踏まえたうえで、最後に罰則があることで、客引きを行う者に対する抑止力となる。

【会長】

これまでの議論をもとに、市長に提出する答申書を作成する。今述べた記載事項の細かな文言の調整は会長である私に一任して頂くかたちでもよろしいか？

(委員の賛同を得る)

【会長】

今後どのようなスケジュールになるのか、あらためて事務局より説明をお願いしたい。

【事務局】

会長から答申を頂いた後、市長起案により決定を行い、告示等による周知を行った後、施行となる。商店会からも年末に入る前の12月までには施行をしてほしいとの希望があったため、間に合うように進めたい。施行の1か月前までには告示、市報、ホ

ームページ等で広報を実施する予定である。

4 事務局からの報告

「吉祥寺本町1丁目17番街区開発事業者へ安心・安全なまちづくりへの協力を求めることに関する陳情」について

【事務局】

令和5年6月21日に「吉祥寺本町1丁目17番街区開発事業者へ安心・安全なまちづくりへの協力を求めることに関する陳情」が市議会に対して提出された。

内容としては、吉祥寺本町1丁目17番街区に建築予定のキャバレーを用途とするビルについてであり、前回の審議会の際に現地も見て頂いたところである。

当該ビルについては、8月10日、11日に市のまちづくり条例に基づく近隣説明会が事業者により行われている。この説明会のなかでは、「店舗の面積が狭小すぎるためにキャバレーは営業できない」や、「自由度が高いため、用途をキャバレーにしている」といった説明があったようであるが、その根拠等の説明が不十分なこともあり、市の担当課において再度説明等を求めているところである。

本陳情については、8月18日の市議会総務委員会において陳情者の陳述と市議会での審議が行われた。審議の中では、当該ビルだけの問題にとどまらず、環境浄化対策全体として取組みを求める声が多く、客引き行為等への対応強化や警察との連携強化等のご意見を多く頂いた。

審議結果は「継続」となり、今後も市議会において審議が継続される予定である。

また、この吉祥寺東部地区の環境浄化を考える議員連盟も発足し、20名以上の市議会議員が参加をしていると伺っている。

陳情自体の採択・不採択の結果はでていないが、本市としても、環境浄化対策の推進は大きな課題であり、陳情の趣旨を踏まえて市としてできる取組みは行っていかねばならないと考えている。審議状況については、また情報共有をさせて頂きたい。

5 意見交換（その他の事項）

【会長】

特定地区の議論の中で、市民が意見や情報を提供できる機会や仕組みがあったほうがよい、という意見があった。この点については、議事要旨に残しておきたい。

6 その他

なし

7 閉会